

内閣府、総務省、財務省、
○文部科学省、厚生労働省、農林水産省、告示第 号
経済産業省、国土交通省、環境省

重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律（令和八年法律第七十一号）の施行に伴い、租税特別措置法施行令第二十五条の十七第七項第二号イ、ロ(2)、ホ及びヘの規定に基づき、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が財務大臣と協議して定める業務、事業、事務、方法及び所轄庁を定める告示（平成三十年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

内閣総理大臣 高市 早苗

総務大臣 林 芳正

財務大臣 片山さつき

文部科学大臣 松本 洋平

厚生労働大臣 上野賢一郎

農林水産大臣 鈴木 憲和

経済産業大臣 赤澤 亮正

国土交通大臣 金子 恭之

環境大臣 石原 宏高

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後				改 正 前			
別表				別表			
公益法人等	業務、事業又は事務	所轄庁		公益法人等	業務、事業又は事務	所轄庁	
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号。以下「農研機構法」という。）第十四条第一項第一号から第五号までに掲げる業務、同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務、同条第三項第一号に掲げる業務及び同条第四項に規定する業務（食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第十四条に規定する業務、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律（令和六年法律第六十三号）第十七条に規定する業務並びに重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律（令和八年法律第七十一号）第九条第一項及び第二項に規定する業務を除く。）	財務大臣（農研機構法第十四条第一項第五号に掲げる業務に係る基金に限る。）及び農林水産大臣		国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号。以下「農研機構法」という。）第十四条第一項第一号から第五号までに掲げる業務、同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務、同条第三項第一号に掲げる業務及び同条第四項に規定する業務（食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第十四条に規定する業務及び農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律（令和六年法律第六十三号）第十七条に規定する業務を除く。）	財務大臣（農研機構法第十四条第一項第五号に掲げる業務に係る基金に限る。）及び農林水産大臣	
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	

附 則

この告示は、重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律の施行の日（令和八年十二月一日）から施行する。